

療相第1234号  
令和2年6月5日

次回判定年月が記載された療育手帳をお持ちの皆様及びその保護者様

神奈川県立総合療育相談センター所長  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にかかる療育手帳の再判定の取扱いについて(通知)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、臨時的な取扱いとして、次のとおり療育手帳の再判定期限を1年間延長することとしましたので、お知らせします。

なお、手帳記載の判定年月までに、通常どおり再判定申請を行うこともできますので、ご希望される場合は、お住まいの福祉事務所又は町村の窓口で手続を行ってください。

#### 1 対象となる方

現在お持ちの療育手帳に記載の次回判定年月が、令和2年3月から令和3年2月までの方(既に再判定申請をしている方を除く。)。

#### 2 手帳について

- 現在お持ちの手帳は、延長された期限内に再判定を行うまでの間、引き続き同じ障害程度区分でお使いいただけます(延長のための手續は必要ありません。)。
- 「再判定期限延長証明書」(カード)を同封しましたので、お手持ちの療育手帳とともに携行し、必要に応じてサービス実施者等にご提示ください。  
なお、本証明書がなくても期限延長は有効です。紛失等した場合でも再交付は行いません。
- 延長後の再判定により障害程度区分が変わった場合は、その時点からの変更となり、当初の再判定期限にさかのぼっての区分変更はできません。

#### 3 再判定手続について

- 新型コロナウイルス感染症の収束などの状況を踏まえて、延長された期限内に、お住まいの市町村の窓口で再判定の申請をしてください。延長された期限を超えると、療育手帳は無効となります。
- 再判定に伴う心理判定の日程について、児童相談所又は総合療育相談センターから個別にご連絡させていただく場合があります。

#### 問合せ先

地域企画課 篠谷、小池

電話 0466-84-5700 内線508  
ファクシミリ 0466-84-2970